

弁 藤士・小野正典様

(185.2.3 (F)連. 50)

1.27に大阪へ移動した。

1.31, 2.5, 2.14, 2.21に大阪高裁の公判期日が決まりました。

しかし、次に示す理由から、2.5以降の公判には出頭せず、東京で一回公判に出頭することも考えています。(保証と早める限り)

理由というのは、同封の勾留理由向請求書の中にある器用に表示されている「一回で判決を、その方針をとることにしよう」ということです。という点も、1.23に川崎台藤士が東京地裁で得た感觸では裁判で争う限り (士族・同窓会)

この旨を証明していただくには、平均の医師たちは、被告が勾留に耐えられず、と判断して下さる方が多いから。(一審で執行猶予・不処分へ二審で本格的に争う方針、中身は合離に賛成)

小野弁藤士としての判断で、どうやらとめておきたい。同封の請求書原本をそのまゝ提出していただくつもり、弁藤士として地裁へ直接提出は、一回で終了すると紛争して保証を引出してもよいと検討しています。その期日は、早一行としたい。大阪の期日は考慮に入らなくてもいいです。ご意見、返事はお知らせ下さい。(このやりも有知を前提に返せば、その方針をやっていただけていいです。)

経済的に、かつ本格的に精進を要して、くたぬに、この方針を不難に受け止めて下さる方が多いかと!

85.1.30

松下昇

追記: 刑罰法第83条には、被告が勾留に耐えられずを以て理由により出頭せず、かつ要請がなされれば、出頭しなくてはならないと規定されているので、私の出頭しないにおきかた、ごめんなさいませぬ。

1125-50